

第3章 詳細分析

平成28年度・豊岡市人権に関する市民意識・実態調査（詳細分析）

神戸学院大学現代社会学部教授 神原 文子

1 問題意識

豊岡市における人権学習や人権啓発の課題を明らかにするために、以下のような分析課題を設定し、平成28年度に豊岡市において実施された「豊岡市人権に関する市民意識・実態調査」データを用いて、詳細な分析を行う。

分析課題は以下のとおりである。

- (1) 人権意識や差別意識を測定する尺度を構成する。
- (2) 人権意識や差別意識と関連する諸要因について検討する。
- (3) 人権学習や人権啓発の課題を捉える。

2 人権意識

最初に、人権意識を測る尺度を構成する。今回、作成する尺度は、いずれも人権意識の高さを測る尺度とする。

(1) 人権意識を測る尺度づくり

問6では、人権上問題がある事象9項目について、「問題あり」と思うかどうか、「問題なし」と思うかどうかなど、5択で尋ねている。これらは、実は、いずれも、人権上「問題あり」のことがらなのである。

そこで、「問題あり」に5、「どちらかといえば問題あり」に4、「わからない」に3、「どちらかといえば問題なし」2、「問題なし」1と点数を与え、人権意識が高いほど、点数が高くなるようにする。

表1は、人権上、問題がある項目について市民の認識を尋ねた回答の度数分布表、および、「不明」を欠損値として、それぞれの回答の平均値と標準偏差を求めたものである。

平均値が高い項目ほど、市民の間で、「人権上問題である」という認識が広まっていることを示す。

人権上問題ありの平均値が最も低いのは、「**B**）結婚するとき、相手の身元調査を行うこと」（2.76）、次いで、「**F**）子どものしつけのためには、ときには体罰も必要だと考えること」（3.11）であり、これら2項目が他の項目と比して、「人権上問題あり」との認識が低いことがわかる。

表1 「人権上、問題あり」と思うかどうか

人権上、問題がある項目について	合計	問題なし	どちらかといえば問題なし	わからない	どちらかといえば問題あり	問題あり	不明	平均値	標準偏差
A) 飲食店が、盲導犬の入店を断ること	1055	7.8%	10.5%	11.7%	31.5%	35.3%	3.3%	3.79	1.265
B) 結婚するとき、相手の身元調査を行うこと	1055	22.8%	27.8%	8.2%	26.2%	11.9%	3.0%	2.76	1.391
C) 外国人であることを理由に、アパートなどへの入居を拒否すること	1055	6.5%	13.2%	11.3%	40.9%	24.7%	3.3%	3.66	1.189
D) ニートやひきこもりの原因は、本人の責任が大きいと考えること	1055	8.0%	15.5%	17.3%	37.4%	19.0%	2.9%	3.45	1.204
E) 地域住民が精神病院や障がい者施設などの建設に反対すること	1055	3.8%	9.5%	14.9%	37.2%	31.8%	2.9%	3.86	1.098
F) 子どものしつけのためには、ときには体罰も必要だと考えること	1055	13.0%	30.1%	7.7%	25.6%	20.4%	3.2%	3.11	1.395
G) 親の世話や介護は、主に女性の役割だと考えること	1055	1.1%	3.8%	3.3%	30.5%	58.6%	2.7%	4.45	.831
H) 犯罪被害者やその家族の氏名などを、本人の了解なしに報道すること	1055	3.1%	2.9%	4.5%	21.4%	65.2%	2.8%	4.47	.954
I) ヘイトスピーチも、表現の自由であると考えること	1055	3.2%	8.2%	29.5%	26.9%	27.4%	4.8%	3.71	1.077

これら9項目において、人権に関するどのような因子が、背後に隠れているかを探るため、因子分析の技法を用いて検討する。最尤法（さいゆうほう）の方法で、プロマックス回転を行うことにする。

一般的に、因子分析を行う際には、もっと多くの項目を変数として投入して実施するが、今回は9項目と少なく、実際には、なかなかうまく因子に分かれなかった。

他市における人権意識調査データを用いた同様の分析結果なども参考に、人権意識を多元的に捉えることが必要であると判断し、4因子を抽出することとした。因子負荷量が.350以上を採用することとする。

因子分析の結果は、表2のとおりである。

表2 人権上問題がある項目の因子分析結果

人権上、問題ありかどうかを問う項目	第1因子 社会排除否定 意識	第2因子 体罰否定意識	第3因子 自己責任否定 意識	第4因子 プライバシー 尊重意識
C) 外国人であることを理由に、アパートなどへの入居を拒否すること	.784	-.048	-.013	-.079
A) 飲食店が、盲導犬の入店を断ること	.494	-.015	-.082	.072
B) 結婚するとき、相手の身元調査を行うこと	.392	.084	.035	-.075
E) 地域住民が精神病院や障がい者施設などの建設に反対すること	.371	-.010	.085	.191
F) 子どものしつけのためには、ときには体罰も必要だと考えること	.011	.999	-.007	-.005
D) ニートやひきこもりの原因は、本人の責任が大きいと考えること	-.010	-.006	1.006	-.006
H) 犯罪被害者やその家族の氏名などを、本人の了解なしに報道すること	-.068	-.014	-.038	.624
I) ヘイトスピーチも、表現の自由であると考えること	.019	-.015	.021	.467
G) 親の世話や介護は、主に女性の役割だと考えること	.206	.094	.028	.244
寄与率	16.3	9.1	15.0	4.1
累積寄与率	16.3	25.3	40.3	44.4

因子抽出法：最尤法 プロマックス法による回転

第1因子の因子負荷量の高い項目は、「C）外国人であることを理由に、アパートなどへの入居を拒否すること」（因子負荷量.784 以下、括弧内同じ）、「A）飲食店が、盲導犬の入店を断ること」（.494）、「B）結婚するとき、相手の身元調査を行うこと」（.392）、「E）地域住民が精神病院や障がい者施設などの建設に反対すること」（.371）であり、これらはいずれも、自分と異なった属性の他者を排除することが問題であるという意識を意味しており、「社会排除否定意識」と名づける。第2因子で因子負荷量が高いのは、「F）子どものしつけのためには、ときには体罰も必要だと考えること」（.999）だけであり、「体罰否定意識」と名づける。第3因子で因子負荷量が高いのは、「D）ニートやひきこもりの原因は、本人の責任が大きいと考えること」（1.006）であり、「自己責任否定意識」と捉える。そして、第4因子で因子負荷量の高いのは、「H）犯罪被害者やその家族の氏名などを、本人の了解なしに報道すること」（.624）、「I）ヘイトスピーチも、表現の自由であると考えること」（.467）であり、個々人のプライバシーを踏みにじる行為は人権侵害であるとの意識であり、「プライバシー尊重意識」と名づける。

第1因子と第4因子については、それぞれの因子に関わる項目への回答の平均値を個々人の人権意識度とする。

ちなみに、表3は、4種の人権意識度相互の関連をみたものである。社会排除否定意識度は、体罰否定意識度、自己責任否定意識度、プライバシー尊重意識度のいずれとも比較的強い関連がみられる。しかし、体罰否定意識度は、自己責任否定意識度、プライバシー尊重意識度と統計的に有意な関連はみられるものの弱い関連である。

表3 人権意識度相互の関連

	社会排除否定意識度	体罰否定意識	自己責任否定意識	プライバシー尊重意識
社会排除否定意識度	1	.206**	.225**	.293**
体罰否定意識	.206**	1	.189**	.125**
自己責任否定意識	.225**	.189**	1	.196**
プライバシー尊重意識	.293**	.125**	.196**	1

**、相関係数は1%水準で有意（両側）です。

（2）基本属性別の人権意識度

まず、基本的属性によって、人権意識度に差があるかどうか検討する。

表4は、性別と人権意識度との関連である。*のついている場合は、統計的に有意差のあることを示す。

表4によると、体罰否定意識度は、男女で差があり、男性は女性よりも、体罰否定意識度が低いことがわかる。

次に、表5は、年齢別の人権意識度である。表5によると、社会排除否定意識度は年齢が高いほど低い傾向にあることがわかる。プライバシー尊重意識については、70歳以上と30代

未満において低い傾向がみられる。

表6の学歴別の人権意識度をみると、社会排除否定意識度、自己責任否定意識度、プライバシー尊重意識度については、学歴が高くなるほど高い傾向を示している。しかし、体罰否定意識度は、学歴との間に関連があるとはいえない。

表7は、居住年数別に人権意識度をみたものである。社会排除否定意識度は、居住年数が短い人々のほうが高い傾向がみられる。

なお、基本属性のうち、居住地、世帯構成との関連では、いずれの人権意識度についても統計的な有意差はみられなかったため表を省略している。職業については、性別や年齢別と関連があるため、人権意識度との関連はみていない。

表4 性別と人権意識度

性別		社会排除否定意識度	体罰否定意識	自己責任否定意識	プライバシー尊重意識
男性	平均値	3.53	2.85	3.33	4.10
	度数	473	479	482	478
	標準偏差	.87	1.41	1.27	.88
女性	平均値	3.51	3.33	3.57	4.08
	度数	532	539	539	520
	標準偏差	.79	1.35	1.13	.74
合計	平均値	3.52	3.10	3.45	4.09
	度数	1005	1018	1021	998
	標準偏差	.83	1.40	1.20	.81
	F値	—	***	**	—

表5 年齢別と人権意識度

年齢		社会排除否定意識度	体罰否定意識	自己責任否定意識	プライバシー尊重意識
20代	平均値	3.61	3.31	3.29	3.96
	度数	107	107	107	105
	標準偏差	.85	1.35	1.30	.89
30代	平均値	3.67	3.27	3.36	4.17
	度数	133	132	133	132
	標準偏差	.84	1.48	1.35	.74
40代	平均値	3.69	3.10	3.47	4.06
	度数	160	162	161	158
	標準偏差	0.74	1.45	1.18	0.83
50代	平均値	3.56	2.96	3.55	4.19
	度数	196	196	196	193
	標準偏差	0.87	1.33	1.23	0.78
60代	平均値	3.41	3.11	3.55	4.13
	度数	234	235	238	232
	標準偏差	0.79	1.40	1.11	0.76
70歳以上	平均値	3.33	3.02	3.37	3.94
	度数	178	189	189	181
	標準偏差	0.84	1.36	1.13	0.85
合計	平均値	3.52	3.11	3.45	4.09
	度数	1008	1021	1024	1001
	標準偏差	0.83	1.39	1.20	0.81
	F値	***	—	—	*

表6 最終学歴別と人権意識度

最終学歴		社会排除否定意識度	体罰否定意識	自己責任否定意識	プライバシー尊重意識
中学校卒	平均値	3.41	2.99	3.15	3.81
	度数	112	117	118	111
	標準偏差	.82	1.40	1.16	.84
高等学校卒	平均値	3.43	3.01	3.44	4.07
	度数	444	446	448	436
	標準偏差	.85	1.40	1.21	.80
高等専門学校、短大卒	平均値	3.58	3.31	3.54	4.08
	度数	229	230	233	229
	標準偏差	.753	1.392	1.178	.801
大学・大学院卒以上	平均値	3.79	3.18	3.55	4.37
	度数	191	192	191	190
	標準偏差	.82	1.40	1.26	.74
その他	平均値	3.31	2.93	3.33	3.56
	度数	24	27	27	26
	標準偏差	.81	1.24	.92	.74
合計	平均値	3.53	3.11	3.45	4.09
	度数	1000	1012	1017	992
	標準偏差	.83	1.40	1.21	.81
	F値	***	—	*	***

表7 居住年数別・人権意識度

居住年数		社会排除否定意識度	体罰否定意識	自己責任否定意識	プライバシー尊重意識
5年未満	平均値	3.85	3.44	3.44	3.97
	度数	43	43	43	43
	標準偏差	.70	1.37	1.55	.90
5～10年未満	平均値	3.56	3.08	3.15	4.24
	度数	40	39	40	40
	標準偏差	.91	1.40	1.46	.74
10～20年未満	平均値	3.62	3.40	3.58	4.08
	度数	87	89	88	85
	標準偏差	.74	1.40	1.01	.76
20年以上	平均値	3.49	3.06	3.45	4.09
	度数	837	848	852	832
	標準偏差	.84	1.39	1.19	.81
合計	平均値	3.52	3.10	3.45	4.09
	度数	1007	1019	1023	1000
	標準偏差	.83	1.40	1.20	.81
	F値	*	—	—	—

(3) 人権意識度の高さが意味するもの

人権意識度が高いほど、差別事象に対して、積極的に解決しようという行動を取るのではないかと推察される。

そこで、問7の「目の前で、知人が他人を差別するような言動をとったとき、どうするか」という問へのそれぞれの対応との関連をみてみよう。表8である。

表8によると、社会排除否定意識度、自己責任否定意識度、プライバシー尊重意識度につ

いては、意識が高いほど、「差別はいけないと注意する」「表向きは話を合わせつつも、差別はいけないことを伝える」といった行動を取る傾向にあることがわかる。

ところが、体罰否定意識度については、差別事象への対応と関連があるとはいえない。差別事象に対して、積極的に行動するという人であっても、体罰否定意識度が高いわけではない。

表8 知人が差別的言動を行った時の対応と人権意識度

知人が差別する言動をとったとき		社会排除否定意識度	体罰否定意識	自己責任否定意識	プライバシー尊重意識
差別はいけないと注意する	平均値	3.69	3.25	3.61	4.21
	度数	194	200	201	194
	標準偏差	.90	1.43	1.20	.79
表向きは話を合わせつつも、差別はいけないことを伝える	平均値	3.60	3.11	3.46	4.15
	度数	452	455	455	446
	標準偏差	.80	1.36	1.20	.76
人間関係が気まぜくになると困るので、何も言わない	平均値	3.48	3.18	3.41	4.08
	度数	180	180	181	180
	標準偏差	.74	1.41	1.18	.78
世間ではよくあることなので、何も言わない	平均値	3.14	2.74	3.27	3.79
	度数	89	92	91	86
	標準偏差	.82	1.38	1.24	.92
人が何と言おうと、自分には関係ない	平均値	3.27	2.97	2.88	3.62
	度数	33	33	33	33
	標準偏差	1.00	1.55	1.45	1.14
合計	平均値	3.54	3.11	3.45	4.10
	度数	948	960	961	939
	標準偏差	.83	1.40	1.21	.81
	F値	***	—	*	***

(4) 人権意識度の高さと人権侵害にあった時の対応

人権意識度が高いほど、なんらかの人権侵害にあった時に、積極的な対応を行うのではないかと仮定して関連をみたが、いずれも統計的に有意な関連はみられなかった。

3 同和問題について

(1) 同和問題に関する意識を測る

問15および問16における同和問題についての考えや意見を問う、合わせて14項目を用いて、同和問題に関する意識の程度を捉える尺度を構成する。

ここでも、因子分析の手法を試みる。

まず、14項目を、差別否定の意識が強いほど、点数が高くなるような順序変数に変換する。

「15A) 同和地区の人びとは常識にはずれたことをしている」「15C) 行政が同和地区の人びとを優遇しすぎている」「15D) 同和地区について、うかつなことを言えば大変な問題になる」「16C) 同和地区の人と深く関わることに、ためらいを感じる」「16D) 同和問題の

ことは口に出さず、そっとしておく」「16G) 同和問題を完全に解決することは無理だ」「16H) 同和問題を知らない子どもたちには、教えないようにするべきだ」については、「そう思う」に1、「どちらかといえばそう思う」に2、「どちらともいえない」に3、「どちらかといえばそう思わない」に4、「そう思わない」に5の値を与える。

「15B) 同和地区の人びとは差別に負けずたくましく生きてきた」「15E) 同和地区の人びとが差別をなくすために一生懸命に取り組んできた」「15F) 同和地区の生活環境は、ずいぶんと良くなった」「16A) 差別された人の話を聞くと憤りを覚え、何とかしなければと思う」「16B) 差別を許さない態度を身につけることは、他の人権問題の解決にもプラスになる」「16E) 同和問題の解決には、行政が積極的に関与していくべきだ」「16F) 同和問題が日本にあることは恥ずべきことだ」については、「そう思う」に5、「どちらかといえばそう思う」に4、「どちらともいえない」に3、「どちらかといえばそう思わない」に2、「そう思わない」に1の値を与える。

因子分析の手法の1つである最尤法により、プロマックス回転を行ない、いずれか1つの因子に因子負荷量.300以上を取り、それ以外の因子には.200に満たないことを基準に項目の有効性を判断して、表9のような結果を得た。

表9 同和問題に関する考え方の因子分析結果

同和問題に関する考え方	第1因子	第2因子	第3因子	
	同和問題解決志向	同和問題容認意識	同和問題封印志向	
16A) 差別された人の話を聞くと憤りを覚え、何とかしなければと思う	.656	-.023	.079	
16B) 差別を許さない態度を身につけることは、他の人権問題の解決にもプラスになる	.650	-.041	.015	
15E) 同和地区の人びとが差別をなくすために一生懸命に取り組んできた	.450	.189	-.020	
16F) 同和問題が日本にあることは恥ずべきことだ	.438	-.004	-.033	
15B) 同和地区の人びとは差別に負けずたくましく生きてきた	.426	.109	-.122	
16E) 同和問題の解決には、行政が積極的に関与していくべきだ	.424	-.161	.147	
15A) 同和地区の人びとは常識にはずれたことをしている	.036	.701	-.206	
16C) 同和地区の人と深く関わることに、ためらいを感じる	-.048	.600	-.006	
15D) 同和地区について、うかつなことを言えば大変な問題になる	-.112	.452	.171	
15C) 行政が同和地区の人びとを優遇しすぎている	.075	.388	.114	
16G) 同和問題を完全に解決することは無理だ	.129	.328	.137	
16D) 同和問題のことは口に出さず、そっとしておく	-.051	.138	.833	
16H) 同和問題を知らない子どもたちには、教えないようにするべきだ	.068	-.071	.416	
	寄与率	16.4	8.8	6.8
	累積寄与率	16.4	25.2	32.0

因子抽出法: 最尤法 回転法: Kaiser の正規化を伴うプロマックス法

第1因子に因子負荷量の高い項目は、「16A) 差別された人の話を聞くと憤りを覚え、何とかしなければと思う」(因子負荷量.656 以下、同様に括弧内は因子負荷量を示す)、「16B) 差別を許さない態度を身につけることは、他の人権問題の解決にもプラスになる」(.650)、「15E) 同和地区の人びとが差別をなくすために一生懸命に取り組んできた」(.450)、「16F) 同和問題が日本にあることは恥ずべきことだ」(.438)、「16E) 同和問題の解決には、行政が積極的に関与していくべきだ」(.424)であり、これらの背後には、同和地区を理由とする差別をなくすべきであるという考えが認められることから、「同和問題解決志向」因子

と名づける。第2因子に因子負荷量の高い項目は、「15A) 同和地区の人びとは常識にはずれたことをしている」(.701)、「16C) 同和地区の人と深く関わることに、ためらいを感じる」(.600)、「15D) 同和地区について、うかつなことを言えば大変な問題になる」(.452)、「15C) 行政が同和地区の人びとを優遇しすぎている」(.388)、「16G) 同和問題を完全に解決することは無理だ」(.328)であり、これらの背後には、同和地区の人に対する差別意識も反映して差別の存在を容認する意識があると解されることから、「同和問題容認意識」と名づける。そして、第3因子は、「16D) 同和問題のことは口に出さず、そっとしておく」(.833)、「16H) 同和問題を知らない子どもたちには、教えないようにするべきだ」(.416)であり、これらは、同和問題はあたかも存在しないかのようにそっとしておくとなくなるという考え方が背後にあると解されることから、「同和問題封印志向」と名づけよう。

それぞれの因子に強く関連する項目の値の平均値を、「同和問題解決志向度」「同和問題容認意識度」「同和問題封印志向度」とする。これらを合わせて、「同和問題意識度」と呼ぶことにする。

表10は、これら3尺度を用いて測定した、対象者の傾向である。3尺度の中で、とりわけ同和問題封印意識度が強い傾向にあることがわかる。

表10 同和問題意識度の記述統計

記述統計量					
	度数	最小値	最大値	平均値	標準偏差
同和問題解決志向度	888	1.0	5.0	3.455	.7282
同和問題容認意識度	905	1.0	5.0	3.272	.7956
同和問題封印志向度	924	1.0	5.0	2.831	1.1434
有効なケースの数(リストごと)	875				

表11は、これら3種の同和問題意識度と上記の人権意識度との関連をみたものである。同和問題解決志向度および同和問題容認意識度は、社会排除否定意識度と比較的関連がある。同和問題意識度のいずれも、他の人権意識度との間に、統計的に有意な関連はあるが、強い関連とは言えない。

表11 同和問題意識度と人権意識度との単純相関係数

		同和問題解決志向度	同和問題容認意識度	同和問題封印志向度	社会排除否定意識度	体罰否定意識	自己責任否定意識	プライバシー尊重意識
同和問題解決志向度	Pearsonの相関係数 度数	1 888	.297** 877	.204** 883	.273** 857	.145** 870	.169** 869	.243** 854
同和問題容認意識度	Pearsonの相関係数 度数	.297** 877	1 905	.469** 903	.250** 870	.146** 886	.134** 886	.137** 866
同和問題封印志向度	Pearsonの相関係数 度数	.204** 883	.469** 903	1 924	.194** 887	.110** 902	.144** 903	.126** 883

** 相関係数は1%

(2) 基本属性と同和問題意識度

ここからは、基本属性の違いによって同和問題意識度に差があるかどうか検討する。

表 12 は、性別によって同和問題意識度に差があるかどうか検討したものであるが、同和問題意識度のいずれも、性別による有意差がみられない。

表 13 は、年齢別に同和問題意識度の差をみたものである。表 13 によると、年齢別に同和問題意識度のいずれも有意な差があることがわかる。すなわち、同和問題解決志向は 20 代の平均値が他の年代よりも有意に低い。同和問題容認意識度は、20 代と 60 代で数値が低い。また、同和問題封印志向度は、60 代以上で数値が低い。これらの結果を見ると、同和問題意識度が、年齢が低いほど、同和問題に対する意識が後退しているとは一概にいえず、まさに、同和問題意識の種類によって、意識のありようが異なる傾向にあるといえる。

表 14 は、中学校区別の同和問題意識度をみたものである。同和問題解決志向と同和問題封印志向は、中学校区による差はみられない。しかし、同和問題容認意識度については、校区による統計的有意差が認められ、竹野中の 3.53 に対して、日高東中 3.07 と差が大きい。

表 15 は、最終学歴別に同和問題意識度の平均値を求めたものである。それによると、同和問題意識度のいずれも、学歴が高くなるほど数値が高くなっていることがわかる。

なぜ学歴が高いほど同和問題意識度が高くなっているのか、今回のデータでは、これ以上のことについては明らかにしえない。

表 12 性別・同和問題意識度

性別		同和問題解決志向度	同和問題容認意識度	同和問題封印志向度
男性	平均値	3.48	3.28	2.89
	度数	424	432	438
女性	平均値	3.43	3.26	2.78
	標準偏差	461	470	483
合計	平均値	3.45	3.27	2.83
	度数	885	902	921
	F値	—	—	—

表 13 年齢別・同和問題意識度

年齢		同和問題解決志向度	同和問題容認意識度	同和問題封印志向度
20代	平均値	3.19	3.17	2.86
	度数	66	67	66
30代	平均値	3.46	3.40	3.01
	度数	110	110	110
40代	平均値	3.38	3.21	2.82
	度数	142	143	147
50代	平均値	3.53	3.35	2.99
	度数	191	191	194
60代	平均値	3.36	3.14	2.70
	度数	218	225	231
70歳以上	平均値	3.68	3.37	2.71
	度数	160	169	175
合計	平均値	3.46	3.27	2.83
	度数	887	905	923
	F値	***	**	*

表 14 居住区(中学校区)別・同和問題意識度

居住区 (中学校区)		同和問題解 決志向度	同和問題容 認意識度	同和問題封 印志向度
豊岡北中学校	平均値	3.48	3.25	2.76
	度数	184	188	194
豊岡南中学校	平均値	3.45	3.25	2.81
	度数	231	240	245
港中学校	平均値	3.47	3.31	2.77
	度数	25	26	26
城崎中学校	平均値	3.32	3.25	2.90
	度数	40	40	40
竹野中(森本中)	平均値	3.47	3.53	3.02
	度数	61	60	62
日高東中学校	平均値	3.47	3.07	2.74
	度数	110	112	113
日高西中学校	平均値	3.47	3.37	2.88
	度数	58	59	60
出石中学校	平均値	3.48	3.31	2.98
	度数	110	110	114
但東中学校	平均値	3.50	3.41	2.76
	度数	51	51	50
合計	平均値	3.46	3.27	2.83
	度数	870	886	904
	F値	—	*	—

表 15 最終学歴別・同和問題意識度

最終学歴		同和問題解 決志向度	同和問題容 認意識度	同和問題封 印志向度
中学校卒	平均値	3.32	3.12	2.57
	度数	96	98	101
高等学校卒	平均値	3.45	3.23	2.75
	度数	381	390	399
高等専門学校、 短大卒	平均値	3.41	3.24	2.85
	度数	202	204	209
大学・大学院卒	平均値	3.59	3.46	3.15
	度数	182	184	185
合計	平均値	3.45	3.27	2.84
	度数	861	876	894
	F値	*	**	***

(3) 同和問題意識度と同和問題を知った時期やきっかけ

次に、同和問題を初めて知った時期やきっかけの違いによって、同和問題意識度は異なるのか検討する。

表 16 は、同和問題を初めて知った時期別に同和問題意識度の平均値を求めたものである。表 16 によると、有意差がないことがわかる。

また、表 17 は、同和問題を初めて知ったきっかけの違いによる同和問題意識度の差を検討したものであるが、統計的に有意差はみられない。

ちなみに、他市の調査結果によると、同和問題を聞いた時にどのように受けとめたか、その受けとめ方の違いにより、同和問題の意識が異なるという知見が得られている。

表 16 同和問題を初めて知った時期別・同和問題意識度

同和問題を初めて知った時期		同和問題解決志向度	同和問題容認意識度	同和問題封印志向度
小学校に入学する前	平均値	3.583	3.385	3.130
	度数	26	26	27
小学生のとき	平均値	3.439	3.309	2.910
	度数	363	368	378
中学生のとき	平均値	3.477	3.238	2.741
	度数	249	251	253
高校生のとき	平均値	3.517	3.256	2.912
	度数	80	82	85
高校卒業後	平均値	3.382	3.180	2.791
	度数	96	102	103
おぼえていない	平均値	3.437	3.287	2.659
	度数	66	67	69
合計	平均値	3.455	3.270	2.838
	度数	880	896	915
	F値	—	—	—

表 17 同和問題を初めて知ったきっかけと同和問題意識度

同和問題を初めて知ったきっかけ		同和問題解決志向度	同和問題容認意識度	同和問題封印志向度
家族や親せきから聞いた	平均値	3.442	3.199	2.724
	度数	292	299	308
地域の人から聞いた	平均値	3.433	3.400	2.683
	度数	60	62	63
職場の人から聞いた	平均値	3.420	3.328	3.000
	度数	23	25	25
友だちから聞いた	平均値	3.445	3.099	2.700
	度数	64	67	70
学校で習った	平均値	3.470	3.345	2.991
	度数	317	318	321
同和問題を扱った講演会や研修会などで知った	平均値	3.729	3.315	3.074
	度数	32	33	34
テレビ・新聞・インターネットなどで知った	平均値	3.220	3.021	2.714
	度数	28	28	28
市の広報紙などで知った	平均値	1.333	3.200	2.000
	度数	1	1	1
その他	平均値	3.167	3.147	2.567
	度数	14	15	15
おぼえていない	平均値	3.577	3.430	2.815
	度数	52	53	54
合計	平均値	3.456	3.272	2.835
	度数	883	901	919
	F値	—	—	—

(4) 結婚について

本調査票では、同和地区の人との結婚について、3つの場合について尋ねている。自身の結婚について、子どもが結婚しようとする場合について、そして、親せきがどのような態度をとるかについてである。

それぞれの場合の態度別に同和問題意識度を求める。

表 18 は、自分の結婚の場合の態度別に同和問題意識度を求めたものである。“予想どおり”、結婚するかどうかという態度により同和問題意識度が異なり、統計的に有意差が認められる。すなわち、「結婚する」という態度ほど、同和問題意識度のいずれも高く、「結婚しない」という態度ほど同和問題意識度は低い。「わからない」という回答は、「結婚しない」というほどではないが、結婚するともいえないような、「結婚する」と「結婚しない」との真ん中に位置することがわかる。

表 19 の子どもの結婚の場合も同様の結果となっている。

表 20 の、自分や子どもが同和地区の人と結婚しようとした場合の親せきの態度についての推測の違いと同和問題意識度との関連については、同和問題解決志向度と同和問題容認意識度とは有意差が認められる。すなわち、「反対する親せきがいると思う」「口に出して反対はしないが、喜ばない親せきがいると思う」「特に反対する親せきはいないと思う」という回答ほど、数値が高くなっている。ただし、同和問題封印志向度については、有意差はみられない。

表 18 自分の結婚の場合の態度と同和問題意識度

結婚しようとする相手が同和地区の人であるとわかった場合		同和問題解決志向度	同和問題容認意識度	同和問題封印志向度
自分の意志を貫き結婚する	平均値	3.601	3.628	3.000
	度数	175	176	180
家族や親せきを説得して結婚する	平均値	3.633	3.524	3.133
	度数	210	217	221
家族や親せきの反対があれば、結婚しない	平均値	3.321	2.887	2.602
	度数	125	131	132
絶対に結婚しない	平均値	3.057	2.743	2.571
	度数	35	35	35
わからない	平均値	3.353	3.107	2.648
	度数	307	310	318
合計	平均値	3.456	3.269	2.831
	度数	852	869	886
	F値	***	***	***

表 19 子どもの結婚の場合の態度別・同和問題意識度

お子さんが結婚しようとする相手が同和地区の人であるとわかった場合		同和問題解決志向度	同和問題容認意識度	同和問題封印志向度
子どもの意思を尊重する	平均値	3.623	3.600	2.984
	度数	374	375	386
子どもが結婚をためらったら、逆に勇気づける	平均値	3.617	3.736	3.464
	度数	27	28	28
親として反対するが、子どもの意思が強ければ仕方がない	平均値	3.325	2.922	2.584
	度数	195	206	208
家族や親せきの反対があれば、自分も反対する	平均値	3.487	2.844	2.411
	度数	26	27	28
絶対に反対する	平均値	2.783	2.606	2.712
	度数	33	33	33
わからない	平均値	3.336	3.110	2.775
	度数	202	205	209
合計	平均値	3.451	3.269	2.829
	度数	857	874	892
	F値	***	***	***

表 20 親せきの態度についての推測別・同和問題意識度

同和地区の人と結婚しようとした場合、あなたの親せきは		同和問題解決志向度	同和問題容認意識度	同和問題封印志向度
反対する親せきがいると思う	平均値	3.383	3.061	2.776
	度数	237	241	246
口に出して反対しないが、喜ばない親せきがいると思う	平均値	3.471	3.224	2.793
	度数	334	342	351
特に反対する親せきはいないと思う	平均値	3.619	3.820	3.077
	度数	111	111	111
わからない	平均値	3.389	3.285	2.813
	度数	173	178	182
合計	平均値	3.449	3.267	2.828
	度数	855	872	890
	F値	*	***	—

では、なぜ、親せきの態度についての推測と同和問題解決志向および同和問題容認志向と有意差が見られたのだろうか。

そこで、自分の結婚の場合と、子どもの結婚の場合と、親せきの態度との関連をみてみよう。

表 21 と表 22 によると、親せきの態度についての推測が、本人の結婚意思あるいは、子どもの結婚の場合の対応と統計的に有意な関連のあることがわかる。また、表 23 のように、自分の結婚の場合と子どもの結婚の場合とも強く関連していることがわかる。

表 21 親せきの態度についての推測と本人の結婚の意思との関連

		結婚しようとする相手が同和地区の人であるとわかった場合					合計
		自分の意志を 貫き結婚する	家族や親せき を説得して結 婚する	わからない	家族や親せき の反対があれ ば、結婚しな い	絶対に結婚し ない	
同和地区の人と結婚しようとした場合、あなたの親せきは	特に反対する親せきはいないと思う	51 44.0%	36 31.0%	27 23.3%	1 0.9%	1 0.9%	116 100.0%
	わからない	30 15.7%	27 14.1%	126 66.0%	6 3.1%	2 1.0%	191 100.0%
	口に出して反対しないが、喜ばない親せきがいると思う	63 17.8%	121 34.3%	97 27.5%	63 17.8%	9 2.5%	353 100.0%
	反対する親せきがいると思う	40 15.8%	42 16.6%	81 32.0%	64 25.3%	26 10.3%	253 100.0%
合計		184 20.2%	226 24.8%	331 36.3%	134 14.7%	38 4.2%	913 100.0%

$\chi^2=215.423$ df=12 p<.001 ***

表 22 親せきの態度についての推測と子どもの結婚についての対応との関連

		お父さんが結婚しようとする相手が同和地区の人であるとわかった場合						合計
		子どもの意思を尊重する	子どもが結婚をためらったから、逆に勇気づける	親として反対するが、子どもの意思が強いければ仕方がない	わからない	家族や親戚の反対があれば、自分も反対する	絶対に反対する	
同和地区の人と結婚しようとした場合、あなたの親せきは	特に反対する親せきはいないと思う	94 81.0%	7 6.0%	6 5.2%	9 7.8%	0 0.0%	0 0.0%	116 100.0%
	わからない	64 33.0%	4 2.1%	11 5.7%	110 56.7%	2 1.0%	3 1.5%	194 100.0%
	口に出して反対しないが、喜ばない親せきがいると思う	162 45.5%	12 3.4%	113 31.7%	51 14.3%	13 3.7%	5 1.4%	356 100.0%
	反対する親せきがいると思う	78 30.7%	7 2.8%	82 32.3%	47 18.5%	14 5.5%	26 10.2%	254 100.0%
合計		398 43.3%	30 3.3%	212 23.0%	217 23.6%	29 3.2%	34 3.7%	920 100.0%

二二二二二二二二

$\chi^2=289.650$ df=15 P<.001 ***

表 23 本人の結婚についてと子どもの結婚について

		お父さんが結婚しようとする相手が同和地区の人であるとわかった場合						合計
		子どもの意思を尊重する	子どもが結婚をためらったから、逆に勇気づける	親として反対するが、子どもの意思が強ければ仕方がない	わからない	家族や親戚の反対があれば、自分も反対する	絶対に反対する	
結婚しようとする相手が同和地区の人であるとわかった場合	自分の意志を貫き結婚する	155 84.2%	10 5.4%	13 7.1%	5 2.7%	1 0.5%	0 0.0%	184 100.0%
	家族や親せきを説得して結婚する	150 66.4%	16 7.1%	46 20.4%	13 5.8%	1 0.4%	0 0.0%	226 100.0%
	わからない	72 21.7%	0 0.0%	66 19.9%	185 55.7%	6 1.8%	3 0.9%	332 100.0%
	家族や親せきの反対があれば、結婚しない	15 11.1%	2 1.5%	82 60.7%	10 7.4%	18 13.3%	8 5.9%	135 100.0%
	絶対に結婚しない	3 7.9%	1 2.6%	5 13.2%	2 5.3%	4 10.5%	23 60.5%	38 100.0%
合計		395 43.2%	29 3.2%	212 23.2%	215 23.5%	30 3.3%	34 3.7%	915 100.0%

$\chi^2=955.987$ $df=20$ $P,.001$ ***

同和地区の人との結婚において、親せきの反対が強いと予想されるほど、本人の結婚の意思を貫いたり、子どもの結婚を後押ししたりすることが困難であると解釈できるが、他方で、本人が自分の結婚に迷ったり、子どもの結婚に賛成しかねる場合に、親せきに反対する人がいるからということが、口実に使われやすいという解釈も可能であろう。

ただ、表 23 によると、相対的に、自分の結婚については「絶対しない」という場合、子どもの場合も「絶対に反対する」という傾向が強いものの、全体的に、子どもの場合に、幾分、「子どもの意思を尊重する」や「仕方なく認める」などが増加している様子がうかがえる。

4 人権侵害と対処について

(1) 人権侵害別の対処の仕方

次に、これまでに経験した人権侵害とその対応について検討する。

5年くらいの間の人権侵害に遭った人は、回答者のなかの 183 人 (17.3%) である。

そのうち、どのような人権侵害に遭ったかについては、「1 家庭における体罰や虐待など」は 11 人 (1.0%)、「2 学校におけるいじめや体罰など」13 人 (1.2%)、「3 職場におけるハラスメント (いやがらせ)」105 人 (10.0%)、「4 高齢者であることを理由とした差別」18 人 (1.7%)、「5 障がいがあることを理由とした差別」13 人 (1.2%)、「6 同和問題を理由とした差別」0 人 (0%)、「7 性別を理由とした不当な待遇」11 人 (1.0%) である。

表 24 は、これらの人権侵害を被った人々が、どのような対処を行ったのか集計したものである。

表 24 人権侵害を被った人々の対処の仕方

	合計	1身近な人に相談した	2家族や親せきに相談した	3県や市などの相談窓口に相談した	4人権擁護委員に相談した	5相手に抗議した	6がまんした	8おぼえていない
1家庭における体罰や虐待など	11	45.5%	18.2%	18.2%	9.1%	27.3%	27.3%	0.0%
2学校におけるいじめや体罰など	13	53.8%	38.5%	7.7%	0.0%	7.7%	38.5%	0.0%
3職場におけるハラスメント（いやがらせ）	105	41.0%	27.6%	4.8%	0.0%	14.3%	55.2%	0.0%
4高齢者であることを理由とした差別	18	22.2%	33.3%	11.1%	0.0%		55.6%	0.0%
5障がいがあることを理由とした差別	13	15.4%	30.8%	15.4%	0.0%	7.7%	61.5%	0.0%
6同和問題を理由とした差別	0							
7性別を理由とした不当な待遇	11	36.4%	27.3%	0.0%	0.0%	27.3%	63.6%	0.0%

表 24 によると、「1 家庭における体罰や虐待など」「2 学校におけるいじめや体罰など」は、身近な人は家族や親せきに相談したという割合が高いことがわかる。「3 職場におけるハラスメント（いやがらせ）」は、身近な人や家族や親せきに相談したという人が比較的多いものの、「6がまんした」という人も過半数を超えている。「5 障がいがあることを理由とした差別」や「7 性別を理由とした不当な待遇」を被った人々では、6 割以上が「6がまんした」と回答している。

公的機関への相談は、「1 家庭における体罰や虐待など」と「5 障がいがあることを理由とした差別」は、やや多いが、「2 学校におけるいじめや体罰」や「3 職場におけるハラスメント」は少ない。

人権侵害を被った場合に、がまんせずに、もっと気軽に相談できるようにするにはどうしたらよいか、今後の検討課題である。

(2) 人権意識度と対処の仕方

それでは、人権意識度の違いにより、対処の仕方に違いがみられるだろうか。

表 25 は、どのような対処を取ったかどうかと人権意識度との関連をみたものである。

あまり違いはみられないものの、「2 家族や親せきに相談した」という人はそうでない人よりも同和問題解決志向度が高く、「5 相手に抗議した」という人は、そうでない人よりも同和問題封印志向度において、そっとしておくのはおかしいという意識が有意に強いことがわかる。また、「6 がまんした」と回答した人は、そうでない人よりも、同和問題封印志向において、そっとしておくのがよいという傾向が強いことがわかる。

表 25 対処の仕方と人権意識度との関連

			社会排除否 定意識度	体罰否定意 識	自己責任否 定意識	プライバ シー尊重意 識	同和問題解 決志向度	同和問題容 認意識度	同和問題封 印志向度
1身近な人に 相談した	あてはま らない	平均値	3.48	3.21	3.43	4.12	3.47	3.15	2.96
		度数	96	97	98	98	84	81	83
	あてはまる	平均値	3.64	3.32	3.68	4.31	3.64	3.15	2.90
		度数	62	63	63	62	57	59	59
2家族や親せ きに相談し た	あてはま らない	平均値	3.53	3.25	3.44	4.19	3.43	3.06	2.94
		度数	114	116	117	116	101	99	101
	あてはまる	平均値	3.56	3.25	3.77	4.19	3.80	3.35	2.94
		度数	44	44	44	44	40	41	41
3県や市など の相談窓口 に相談した	あてはま らない	平均値	3.56	3.26	3.53	4.21	3.54	3.16	2.94
		度数	151	153	154	153	137	137	139
	あてはまる	平均値	3.14	3.00	3.43	3.86	3.58	2.60	3.00
		度数	7	7	7	7	4	3	3
4人権擁護委 員に相談し た	あてはま らない	平均値	3.56	3.26	3.55	4.21	3.54	3.15	2.94
		度数	156	158	159	158	141	140	142
	あてはまる	平均値	2.25	2.50	2.00	3.00			
		度数	2	2	2	2			
5相手に抗議 した	あてはま らない	平均値	3.57	3.27	3.54	4.20	3.53	3.12	2.86
		度数	133	135	136	136	122	122	123
	あてはまる	平均値	3.38	3.16	3.48	4.15	3.57	3.32	3.45
		度数	25	25	25	24	19	18	19
6がまんした	あてはま らない	平均値	3.49	3.07	3.55	4.24	3.60	3.17	3.17
		度数	70	71	71	71	60	60	62
	あてはまる	平均値	3.58	3.39	3.51	4.16	3.49	3.13	2.76
		度数	88	89	90	89	81	80	80

ところで、人権侵害を受けて、だれかに相談した結果、問題は解決したのだろうか。その点について回答を求めているのが残念である。

5 人権教育や人権啓発について

(1) 市が実施している人権教育や人権啓発と人権意識度、同和問題意識度

表 26 は、市が実施している人権教育や人権啓発について、何らかの情報を得たいと考えている人とそうでない人と、人権意識度や同和問題意識度において、統計的な差がみられるかどうか検討したものである。

表 26 人権教育や人権啓発からの情報期待と人権意識度・同和問題意識度

			社会排除否定意識度	体罰否定意識	自己責任否定意識	プライバシー尊重意識	同和問題解決志向度	同和問題容認意識度	同和問題封印志向度
1広報、人権啓発誌『かがやき』	あてはまらない	平均値	3.43	3.02	3.35	3.97	3.28	3.15	2.68
		度数	497	500	502	489	416	422	431
	あてはまる	平均値	3.61	3.21	3.56	4.21	3.61	3.39	2.97
		度数	472	481	482	471	436	445	454
2チラシ、パンフレット	あてはまらない	平均値	3.49	3.06	3.40	4.08	3.39	3.22	2.72
		度数	726	737	739	723	630	644	658
	あてはまる	平均値	3.62	3.26	3.60	4.11	3.61	3.41	3.13
		度数	243	244	245	237	222	223	227
3ポスター	あてはまらない	平均値	3.49	3.09	3.40	4.08	3.41	3.24	2.78
		度数	797	808	812	792	701	714	731
	あてはまる	平均値	3.65	3.21	3.69	4.12	3.61	3.43	3.07
		度数	172	173	172	168	151	153	154
4街頭啓発	あてはまらない	平均値	3.511	3.101	3.444	4.075	3.431	3.262	2.807
		度数	934	944	948	923	819	834	852
	あてはまる	平均値	3.75	3.35	3.67	4.38	3.89	3.48	3.35
		度数	35	37	36	37	33	33	33
5講演会、研修会、セミナーなど	あてはまらない	平均値	3.49	3.08	3.41	4.06	3.39	3.21	2.71
		度数	793	800	804	782	685	698	712
	あてはまる	平均値	3.63	3.25	3.63	4.21	3.71	3.51	3.30
		度数	176	181	180	178	167	169	173
6ホームページ	あてはまらない	平均値	3.48	3.08	3.44	4.05	3.43	3.26	2.78
		度数	845	857	860	838	745	757	774
	あてはまる	平均値	3.80	3.34	3.55	4.31	3.61	3.35	3.13
		度数	124	124	124	122	107	110	111
7特にない	あてはまらない	平均値	3.57	3.18	3.49	4.12	3.54	3.32	2.92
		度数	757	771	771	752	662	679	692
	あてはまる	平均値	3.32	2.84	3.30	3.98	3.14	3.10	2.49
		度数	212	210	213	208	190	188	193
9わからない	あてはまらない	平均値	3.52	3.11	3.45	4.11	3.47	3.30	2.86
		度数	845	856	859	839	763	773	789
	あてはまる	平均値	3.54	3.08	3.47	3.95	3.29	3.01	2.55
		度数	124	125	125	121	89	94	96

「広報、人権啓発誌『かがやき』」については、期待している人々は、そうでない人々よりも、すべての人権意識度、同和問題意識度が有意に高いといえる。

「チラシ、パンフレット」「ポスター」は、体罰否定意識度、プライバシー尊重意識度とは関連がみられないが、その他の人権意識度、同和問題意識度に有意差がみられる。

「講演会、研修会、セミナー」に関心のある人はそうでない人々よりも、ほとんどの人権意

識度、同和問題意識度において有意に高いが、体罰否定意識度について有意差はみられない。

体罰否定意識度の程度に関連する人権教育や人権啓発はほとんどみられない。

いずれかの人権教育や人権啓発から情報を得ることについて「特になし」と回答している213人の人々は、すべての人権意識度、同和問題意識度が有意に低く、また、「わからない」と回答した125人の人々は、同和問題意識度において有意に低い傾向が認められる。

人権意識度や同和問題意識度が相対的に低く、人権教育や人権啓発に関心の低い人々に対して、どのような教育・啓発が可能か、また、効果を期待できるのか、改めて検討することが問われている。

(2) 「一人一人を尊重するまちづくり」に向けて、本人が行っていること、できると思うことと、人権意識度、同和問題意識度

表27からわかることは、自分なりにできることを行うことが、いずれかの人権意識度や同和問題意識度を高くすることにつながる可能性があることである。

「子どもに親の価値観を押しつけないこと」「他人の悪口や嫌がることをしないこと」「仲間はずれ、いじめをしないこと」「あいさつすること」が、さまざまな人権意識度や同和問題意識度と関連し、体罰否定意識度の高さとも関連していることがわかる。

「地域の活動に積極的に参加し、関わりをもつこと」「スポーツ・文化活動を通じて違いを超えて交流を深めること」が、社会排除否定意識度を高めることにはなっていないとしても、同和問題意識度と関連していることから、同和地区の人々と積極的に関わる機会をもつことが、同和地区に対する差別や偏見を軽減することにつながるものと期待できる。

気になるのは、自分でできる活動は「特になし」「わからない」という回答をしている人々が、人権意識度も同和問題意識度も低い傾向にあることである。

これらの人々が、自己の人権意識度の低さや同和問題意識度の低さを自覚しない限り、どんな人権教育や人権啓発も、効果を期待できないということなのだろうか。

表 27 「一人一人を尊重するまちづくり」に向けてできることと人権意識度

			社会排除否定意識度	体罰否定意識	自己責任否定意識	プライバシー尊重意識	同和問題解決志向度	同和問題容認意識度	同和問題封印志向度
1因習や固定観念にとらわれないよう意識すること	あてはまらない	平均値	3.38	3.02	3.44	3.97	3.28	3.10	2.68
		度数	474	479	482	465	398	408	419
	あてはまる	平均値	3.65	3.19	3.48	4.21	3.60	3.42	2.96
		度数	497	503	505	499	454	461	469
2講演会や学習会に参加し、人権に関して正しい知識を身につけること	あてはまらない	平均値	3.49	3.03	3.41	4.08	3.39	3.22	2.74
		度数	801	811	815	797	697	707	725
	あてはまる	平均値	3.66	3.48	3.70	4.14	3.71	3.48	3.20
		度数	170	171	172	167	155	162	163
3地域の活動に積極的に参加し、関わりをもつこと	あてはまらない	平均値	3.52	3.06	3.42	4.04	3.36	3.19	2.72
		度数	689	696	700	687	601	614	630
	あてはまる	平均値	3.52	3.21	3.57	4.21	3.66	3.46	3.09
		度数	282	286	287	277	251	255	258
4子どもに親の価値観を押しつけないこと	あてはまらない	平均値	3.43	2.94	3.36	4.00	3.38	3.22	2.78
		度数	551	558	564	548	477	493	501
	あてはまる	平均値	3.64	3.32	3.59	4.21	3.54	3.33	2.89
		度数	420	424	423	416	375	376	387
5スポーツ・文化活動を通じて違いを越えて交流を深めること	あてはまらない	平均値	3.51	3.10	3.38	4.06	3.42	3.23	2.77
		度数	726	736	741	722	635	649	667
	あてはまる	平均値	3.54	3.14	3.72	4.20	3.56	3.38	3.02
		度数	245	246	246	242	217	220	221
6他人の悪口や嫌がることをしないこと	あてはまらない	平均値	3.38	2.90	3.32	3.89	3.23	3.18	2.77
		度数	299	304	305	300	251	262	269
	あてはまる	平均値	3.58	3.20	3.52	4.18	3.54	3.31	2.85
		度数	672	678	682	664	601	607	619
7仲間はずれ、いじめをしないこと	あてはまらない	平均値	3.43	2.95	3.38	4.01	3.31	3.16	2.73
		度数	348	354	355	345	305	314	322
	あてはまる	平均値	3.57	3.20	3.50	4.13	3.53	3.33	2.89
		度数	623	628	632	619	547	555	566
8あいさつをすること	あてはまらない	平均値	3.44	2.94	3.31	3.94	3.34	3.19	2.80
		度数	266	271	273	267	236	241	244
	あてはまる	平均値	3.55	3.17	3.52	4.15	3.50	3.30	2.84
		度数	705	711	714	697	616	628	644
9特にない	あてはまらない	平均値	3.53	3.13	3.47	4.10	3.47	3.29	2.84
		度数	940	953	956	934	827	844	862
	あてはまる	平均値	3.32	2.31	3.06	3.70	2.93	2.75	2.35
		度数	31	29	31	30	25	25	26
11わからない	あてはまらない	平均値	3.53	3.12	3.47	4.11	3.47	3.28	2.84
		度数	936	946	951	928	826	842	861
	あてはまる	平均値	3.19	2.67	3.17	3.71	2.98	2.94	2.61
		度数	35	36	36	36	26	27	27

(3) 市が力を入れるべきであると思うこと

最後に、「一人一人を尊重するまちづくり」に向けて、市が力を入れるべきであると思うことを尋ねている。

市に期待することからの内容によって、人権意識度や同和問題意識度に差があるかどうか検討する。表 28 である。

「学校や地域における人権教育にさらに力を入れる」「子どもの人権について、大人の理解を深める」については、人権意識度、同和問題意識度のすべてと有意差がある。すなわち、人権意識度、同和問題意識度の高い人々がこれらの項目を選択していると解される。

また、「企業における人権意識の向上」「道路や公共施設などを中心としたまちづくりのバリアフリー化」も人権意識度、同和問題意識度のほとんどと関連がみられる。「市民啓発

や広報活動の充実」「人権侵害を規制する条例の制定」「一人一人を尊重するまちづくりのための計画の策定」を選んだ人々は、同和問題意識度の高い人々であると解される。

表 28 市が力を入れるべきであると思うことから・人権意識度・同和問題意識度

			社会排除否定意識度	体罰否定意識	自己責任否定意識	プライバシー尊重意識	同和問題解決志向度	同和問題容認意識度	同和問題封印志向度
1市民啓発や広報活動の充実	あてはまらない	平均値 度数	3.51 710	3.12 719	3.46 722	4.06 706	3.37 604	3.20 615	2.72 627
	あてはまる	平均値 度数	3.58 273	3.11 277	3.45 278	4.15 272	3.66 261	3.44 267	3.11 271
2人権相談窓口の充実	あてはまらない	平均値 度数	3.51 716	3.03 727	3.44 729	4.04 712	3.38 625	3.26 638	2.77 649
	あてはまる	平均値 度数	3.57 267	3.34 269	3.48 271	4.22 266	3.67 240	3.29 244	3.01 249
3学校や地域における人権教育にさらに力を入れる	あてはまらない	平均値 度数	3.44 584	3.02 593	3.35 595	4.03 584	3.30 500	3.17 511	2.61 525
	あてはまる	平均値 度数	3.65 399	3.26 403	3.61 405	4.17 394	3.68 365	3.41 371	3.15 373
4子どもの人権について、大人を理解を深める	あてはまらない	平均値 度数	3.45 716	3.01 729	3.39 734	4.03 718	3.40 628	3.21 645	2.74 656
	あてはまる	平均値 度数	3.73 267	3.41 267	3.64 266	4.24 260	3.62 237	3.43 237	3.08 242
5人権侵害に対する救済策の強化	あてはまらない	平均値 度数	3.49 807	3.10 819	3.43 823	4.05 802	3.40 704	3.23 722	2.77 735
	あてはまる	平均値 度数	3.71 176	3.21 177	3.58 177	4.28 176	3.74 161	3.47 160	3.15 163
6「人権侵害を規制する条例」の制定	あてはまらない	平均値 度数	3.516 893	3.107 906	3.453 910	4.077 888	3.431 788	3.248 805	2.792 822
	あてはまる	平均値 度数	3.66 90	3.20 90	3.48 90	4.21 90	3.76 77	3.50 77	3.31 76
7世代間や地域間の交流など、人々のふれあいの場を地域につくる	あてはまらない	平均値 度数	3.52 688	3.12 696	3.39 701	4.06 684	3.43 598	3.22 606	2.71 619
	あてはまる	平均値 度数	3.54 295	3.10 300	3.62 299	4.15 294	3.53 267	3.37 276	3.11 279
8企業における人権意識の向上	あてはまらない	平均値 度数	3.45 690	3.05 704	3.39 705	4.04 690	3.40 604	3.26 619	2.74 627
	あてはまる	平均値 度数	3.73 293	3.28 292	3.62 295	4.19 288	3.60 261	3.29 263	3.06 271
9道路や公共施設などを中心としたまちのバリアフリー化	あてはまらない	平均値 度数	3.47 687	3.04 696	3.41 699	4.04 682	3.39 594	3.21 610	2.73 617
	あてはまる	平均値 度数	3.66 296	3.28 300	3.56 301	4.21 296	3.61 271	3.40 272	3.07 281
10「一人一人を尊重するまちづくり」のための計画の策定	あてはまらない	平均値 度数	3.52 837	3.09 849	3.44 853	4.08 833	3.42 733	3.23 750	2.79 764
	あてはまる	平均値 度数	3.58 146	3.29 147	3.55 147	4.13 145	3.68 132	3.48 132	3.08 134
11特にな	あてはまらない	平均値 度数	3.55 936	3.14 951	3.47 953	4.12 933	3.48 831	3.28 846	2.86 861
	あてはまる	平均値 度数	3.09 47	2.53 45	3.15 47	3.52 45	2.96 34	2.94 36	2.28 37
13わからない	あてはまらない	平均値 度数	3.55 863	3.14 872	3.47 875	4.12 855	3.50 770	3.28 784	2.88 797
	あてはまる	平均値 度数	3.37 120	2.93 124	3.33 125	3.85 123	3.16 95	3.17 98	2.46 101

ここでも、「特にない」「わからない」と回答した人々の人権意識度、同和問題意識度の低さが顕著である。

6 まとめ

最後に、本分析において明らかになった知見を整理しておきたい。

- (1) 人権意識を測る尺度を構成した。人権意識は、一元的ではなく、多元的な特徴を有しており、ここでは、「社会排除否定意識度」「体罰否定意識度」「自己責任否定意識度」「プライバシー尊重意識度」の尺度を構成した。
- (2) 体罰否定意識度は、男女で差があり、男性は女性よりも体罰否定意識度が低い。
- (3) 社会排除否定意識度は年齢が高いほど、低い傾向にある。プライバシー尊重意識度については、70歳以上と30代未満において低い傾向がみられる。
- (4) 学歴別の人権意識度をみると、社会排除否定意識度、自己責任否定意識度、プライバシー尊重意識度については、学歴が高くなるほど高い傾向を示している。しかし、体罰否定意識度は、学歴との間に関連があるとはいえない。
- (5) 社会排除否定意識度は、居住年数が短い人々のほうが高い傾向がみられる。
- (6) 差別事象に出会ったときに、社会排除否定意識度、自己責任否定意識度、プライバシー尊重意識度については、意識が高いほど、「差別はいけないと注意する」「表向きは話を合わせつつも、差別はいけないことを伝える」といった行動を取る。ところが、体罰否定意識度については、差別事象への対応と関連があるとはいえない。差別事象に対して、積極的に行動するという人であっても、体罰否定意識度が高いわけではない。
- (7) 同和問題に関する意識を測定するための尺度として、「同和問題解決志向度」「同和問題容認意識度」「同和問題封印志向度」を構成した。
- (8) 同和問題意識度のいずれも、性別とは関連しないが、年齢別では、いずれも有意な差がある。同和問題意識度のいずれも、学歴が高くなるほど数値が高くなっている。
- (9) 同和問題を初めて知った時期やきっかけと同和問題意識度との関連はみられない。
- (10) 自分や子どもの結婚相手が同和地区の人とわかった時に結婚するという人は、結婚しないという人よりも、同和問題意識度のいずれも高い。「わからない」という回答は、同和問題意識度の点数において、「結婚する」と「結婚しない」の中間的な位置である。親せきで反対する人がいると推測している人ほど、自分や子どもの結婚を認めない傾向がある。また、自分の結婚の場合と子どもの結婚の場合では、同様の回答をする傾向にあるが、自分の子どもの場合は、幾分、結婚を認める方向も見受けられる。
- (11) 人権侵害を被った場合の対処について、人権侵害の種類によって、身近な人や家族に相談している場合と、結構、がまんしている場合に分かれる。公的機関への相談は多いとはいえない。
- (12) 人権侵害を被った時に「がまんした」という対処と、同和問題についてそっとしておけばよいという同和問題封印志向と関連するという結果は、なるほどと思える。

- (13) 「広報、人権啓発誌『かがやき』」については、期待している人々は、そうでない人々よりも、すべての人権意識度、同和問題意識度が有意に高い。
- (14) 市の人権教育や人権啓発において、体罰否定意識度の高さに関連するような取組はあまりない。体罰が問題であるという人々がさほど多くなく、しかも、体罰問題がほとんど人権教育や人権啓発に反映していない状況が明らかになったといえよう。
- (15) 「一人一人を尊重するまちづくり」に向けて、自分ができることの内容として、「子どもに親の価値観を押しつけないこと」「他人の悪口や嫌がることをしないこと」「仲間はずれ、いじめをしないこと」「あいさつすること」が、さまざまな人権意識度や同和問題意識度と関連し、体罰否定意識度の高さとも関連していることがわかる。
- (16) 市が取り組むべきであると思うことがらとして、「学校や地域における人権教育にさらに力を入れる」「子どもの人権について、大人の理解を深める」を選んだ人々は、人権意識度、同和問題意識度のすべてが高い人々である。
- (17) 「市民啓発や広報活動の充実」「人権侵害を規制する条例の制定」「一人一人を尊重するまちづくりのための計画の策定」を選んだ人々は、同和問題意識度の高い人々であると解される。
- (18) 市において、人権意識度も同和問題意識度も相対的に低く、しかも、さまざまな人権教育や人権啓発など関心がなく、自らも行動しようとならない人々の存在が明らかになった。これらの人々への対応が、人権教育、人権啓発の大きな課題である。
- (19) 今回の市民意識調査では、調査票の項目において、有効と思える項目が少なく、残念であった。人権問題として、何を明らかにすべきなのか、時間をかけて、仮説を立てて、どのような質問項目を作成することが有効かを、より深く検討すべきであった。この点については反省点であり、今後の大きな課題である。